

○農林水産省告示第二千百六十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第十一條第一項の規程に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、昭和五十九年十一月一日から施行する。

昭和五十九年十月二十九日

農林水産大臣 山村新治郎

第六條第七號を次のように改める。

七 あんず、いちじく、かき、しなざるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パイシアップ

ル、バナナ、パイナップル、マンゴウ、もも及びりゅうがんの乾果

第六條に次の二號を加える。

入
ココヤしの内果皮を粒状にしたもの

九 乾燥した香辛料であつて小売用の容器に密封されているもの

別表第三の十七の項を次のように改める。

十七 エチレンダイブ
ロマイド及びMEP若し
くはマラソンを含む混
合油剤又はMEP若し
くはマラソンを含む油
剤の散布

木材に附着するきのこ等の有害動物

二・五%のエチレンダイブ
ロマイド及びマロン並
ミE油の混合又はマ
○%のM E油若しくは
ソンの表面及び油の混
材の三〇立方センチメ
たリ以上

常